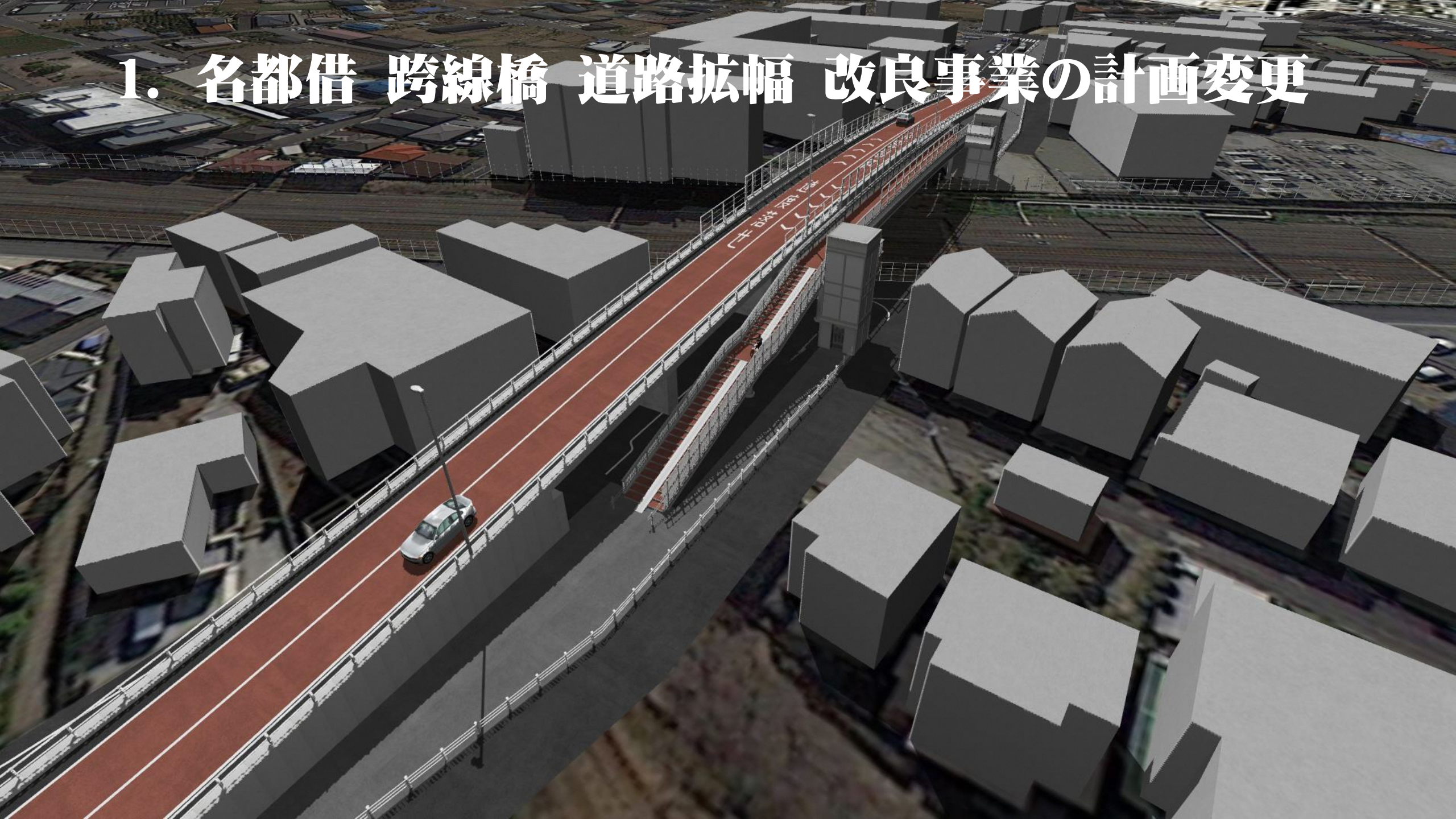
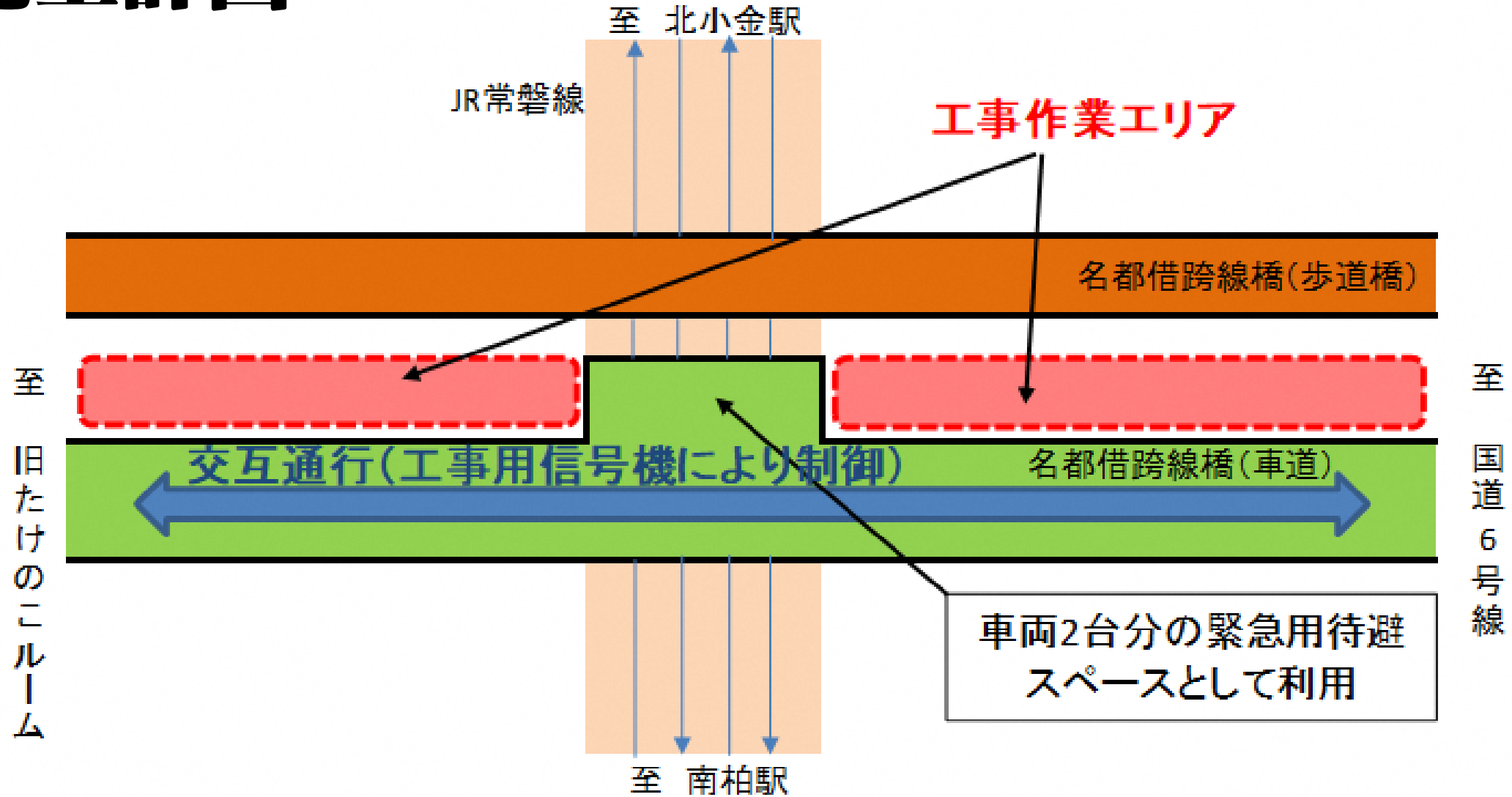


1. 名都借 跨線橋 道路拡幅 改良事業の計画変更



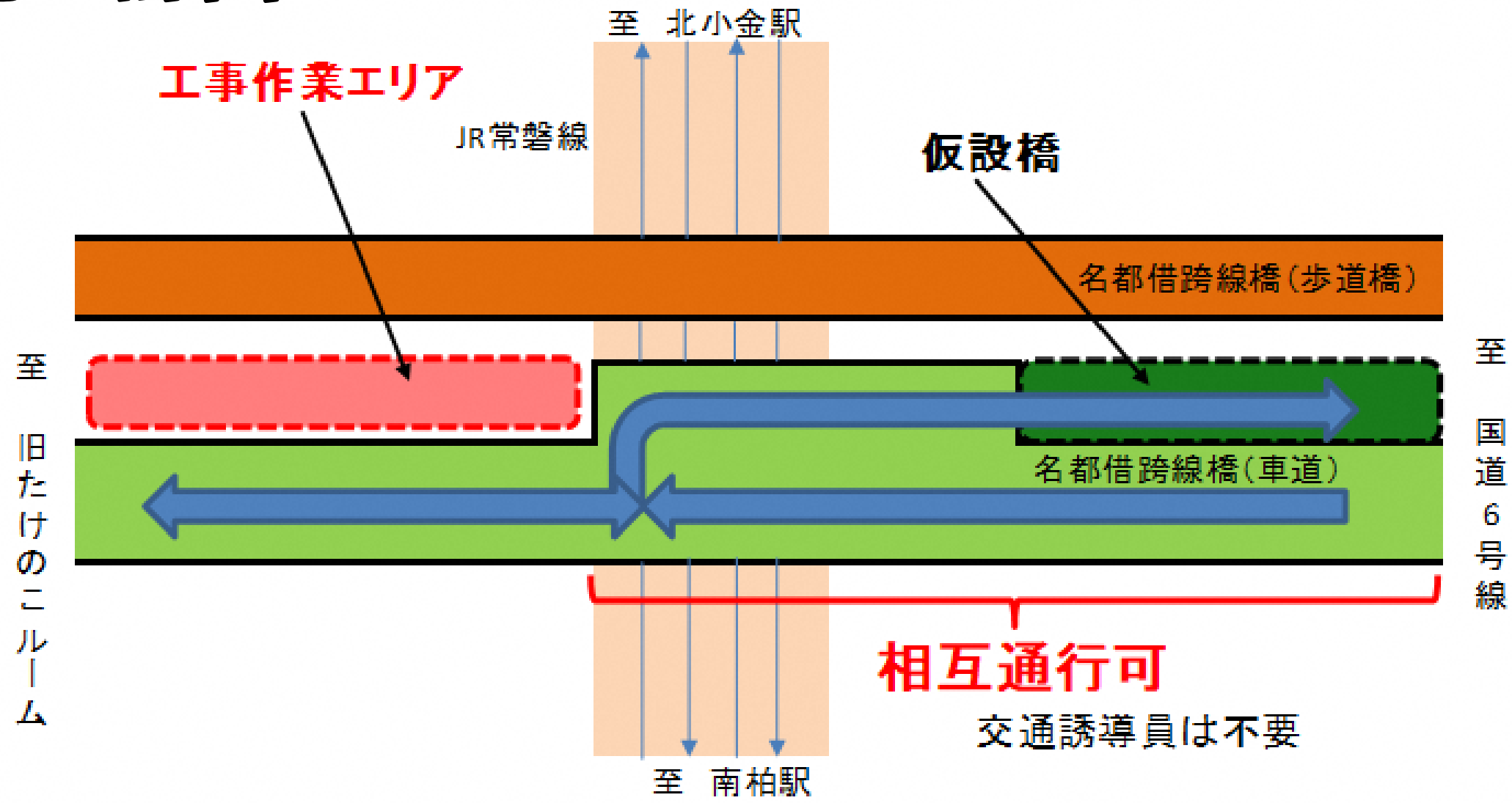
1. 施工計画の変更について

① 現行施工計画



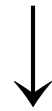
1. 施工計画の変更について

② 変更施工計画



3. 交通規制と対応について

現行工事期間：令和2年度～令和5年度



変更工事期間：令和2年度～令和9年度

各側道交通規制の箇所



4. 騒音振動対策について

工事に伴い発生する騒音振動を管理しながら工事を進めるため、右図のような騒音振動計を設置する予定。

低騒音、低振動な工法の選択や、機械の使用により工事を進める。

作業時間の遵守や、沿線の皆様と十分な連絡を取り合いながら工事を進める

ここで得られたデータは下記の補償に係る判定の資料とする予定



5. 工事に伴う補償について

事業完了後に、国土交通大臣による補償コンサルタントの登録を受けた第3者機関による家屋事後調査

工事による振動等の影響を受けたと判定、判断されたものについては、補償対応予定

2. 東部の公共交通について





1-4 公共交通サービスの持続的な維持・確保

外出自粛等により、交通事業者は大打撃

利用者数は、令和2(2020)年度で対前年比約30%減となっており、公共交通サービスの維持が厳しい

そのため、公共交通サービスの維持・確保に向けて、行政・交通事業者・企業・市民が連携・協力して検討することが重要



(出典)バス事業者提供データ

図 1-6 市内を經由する民間バス路線の利用者数の推移

①◎公共交通の利用状況・運行状況・取組状況の見える化

実施年度	施策	実施事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①	公共交通の利用者数や事業者の取組内容等について公開	市は準備事業として、「流山市公共交通マップの作成」、					
②	・流山市公共交通マップの配布及び市HPで公表 ・バス乗り方教室の実施	「流山ぐりーんバスのGTFS化(※)」を実施						



①◎流山ぐりーんバスの運賃の見直し

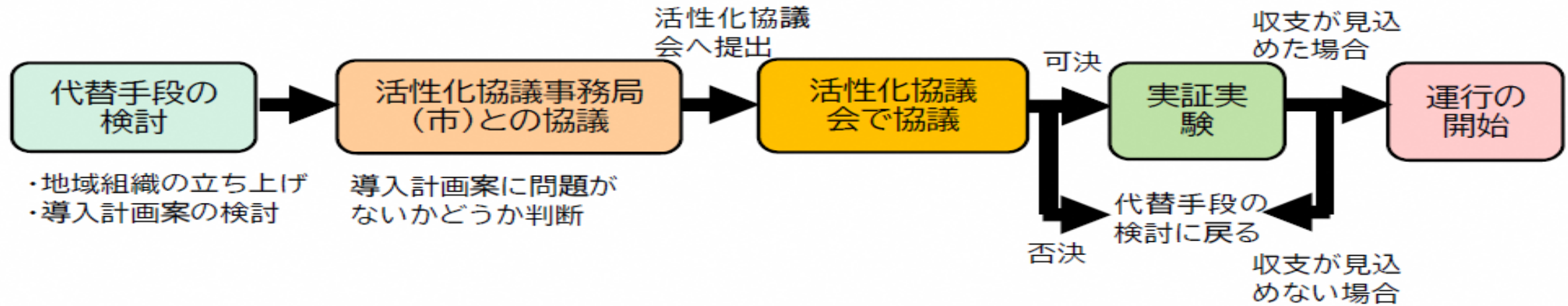
②◎公共交通運賃の定額制度(サブスクリプション)の導入

実施年度	施策	実施事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①		運賃変更案の検討		----->	----->	----->	----->
		市民参加等必要な手続きの実施		↓	----->	----->	----->	----->
		変更運賃による運行の開始、変更結果の協議会への報告			↓	----->	----->	----->
		活性化協議会において課題等について検討		----->	----->	----->	----->	----->
		財源の検討(地域公共交通利便増進計画等)			↓	----->	----->	----->
		事業準備・実施				↓	----->	----->

2-3. 公共交通の提供ルールへの運用

実施 年度	施策	実施事項	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度		
	①	<ul style="list-style-type: none"> 流山ぐりーんバスのルールの周知・運用 代替手段の検討ルールについて、活性化協議会において協議検討 	→							
	②	<ul style="list-style-type: none"> 既存路線の評価及び変更・廃止の必要があった路線の協議(※) 提案された新路線について協議 協賛金や基金創設など収入増加に向けた取り組みの検討 		→						
	③	<ul style="list-style-type: none"> 代替手段の導入・継続・変更・廃止のルールを検討 代替手段導入検討の必要性が生じた場合、同ルールに沿って手段を検討 		→						

代替手段の導入検討フロー



代替手段の検討基準

条件	以下のいずれかに該当する地域であり、かつ、活性化協議会において、代替手段の導入の検討が承認されていること <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通検討地域を含む一団の地域 ・流山ぐりーんバスの継続判断により路線が廃止となった地域
公的負担の考え方	流山ぐりーんバスの水準を基本とします
地域組織の責務	地域内の市民等のニーズの把握や要望のとりまとめ・調整、市や活性化協議会との協議など、代替手段の検討に対し、主体的に参画すること